

令和元年

第6回 農業委員会総会（臨時会）議案

令和元年5月28日

前橋市農業委員会

令和元年 第6回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和元年5月28日 午後2時00分
- ・閉会日時 令和元年5月28日 午後3時16分
- ・開催場所 市庁舎7階 農業委員室

・出席委員（21名）

1番 下田 将文	2番 市花 宏之	3番 矢端 晴美	4番 奥野 和子
5番 松島 敏男	6番 大島 俊典	7番 田島 悦夫	8番 星野 和幸
9番 小堀 清	10番 木村 謙	11番 関根 由彦	12番 澁澤 聖一
13番 坂庭 常男	15番 青木 朱美	16番 井上 隆	17番 萩原 秀治郎
18番 深町 富士雄	19番 岡田 重雄	20番 須田 一男	21番 石村 利夫
23番 関口 喜弘			

・欠席委員（3名）

14番 北爪 きよ子 22番 江原 弘 24番 堀越 恒弘

・事務局出席者

事務局長 木村 由美	補佐 齋藤 孝朗	補佐 瀬戸 浩
副主幹 内田 貴美	主任 井上 一則	主任 篠崎 菜穂子

・その他の出席者

農村整備課係長 引田 敏也

・付議事件

（1）議案第35号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の決定について

・協議事項

（1）農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について

（2）新規就農者奨励金の交付について

（3）令和2年度農林関係税制改正要望について

・

木村局長	<p>それでは、定刻になりましたので、これより令和元年第6回農業委員会総会を開催いたします。なお、本日の欠席通告者は、14番 北爪 きよ子委員、22番 江原 弘委員 24番 堀越 恒弘委員の3名であります。従いまして在任委員24名、21名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。開会に先立ちまして、深町職務代理よりご挨拶をお願いいたします。</p>
深町職務代理	◇(挨拶)
木村局長	<p>本日、堀越会長につきましては、欠席の通告がございましたので、農業委員会規程第3条の規程により、職務代理が議長となり、会議を進めることとなりますので、深町職務代理よろしくをお願いいたします。</p>
	《深町職務代理、議長に就任》
議長	<p>それでは、令和元年第6回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。9番 小堀 清委員、10番 木村 謙委員をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案審議の前に、平成30年度・農用地利用集積状況等結果報告と、令和元年度・農地流動化事業計画について、事務局より報告をお願いします。</p>
篠崎主任	◇(報告)
議長	<p>以上で事務局の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。</p>
	◇(意見、質問等なし)
議長	<p>中間管理事業関係、初年度分の再設定の発生について。</p>
篠崎主任	<p>初年度は27年からのスタートで、再設定は37年ですのでまだ発生していません。</p>
議長	<p>利用権設定の年間予定、2月から4月までが遊休農地に対してマッチングという事が計画に記載されていますが、その他、所有者に対しての調査を別途行っていますか。推進委員さんが、約30件から35件くらいの割当ての中から、戸別訪問をして対話形式でやる、との話ですが、いつごろから、どの様な形で行なう予定ですか。</p>
内田副主幹	<p>7月末の農地パトロール研修会でアンケート用紙を推進委員さんに配り、期間は11月中旬ぐらいまでの予定です。</p>
齋藤補佐	<p>去年は、推進委員さんに、担当地区の農家から35件抽出させていただき、その中から概ね30件ほどのアンケート調査をしていただきました。今年も同様に行ないます。地区で面積の大きい農地の農家から順に抽出しお願いをしています。今年にはさらに去年の次から35件抽出し、お願いする予定です。</p>
議長	<p>下限の面積はどのくらいですか。</p>
齋藤補佐	<p>農家の合計経営面積の大きい農家から抽出しています。</p>
議長	<p>小さい農地もあると聞いていますが。</p>
齋藤補佐	<p>農地的には小さな所もありますが、農家にしますと経営面積の広い農家から抽出しています。</p>
内田副主幹	<p>昨年度、地区の中で耕作面積の大きな経営主からの35名でしたので、あまり小さな農地の方はいらっしやらなかったと思います。</p>

議 長 利根西など、地域によっては小さな農地の確認もしなければならぬとの事でしたが。

内田副主幹 調査の中に、市街化農地が広い面積を占め、調整区域の農地が小さい方も昨年度は、対象にさせていただきました。今年度については検討させていただきます。

議 長 これからも訪問調査を継続するということですね。

齋藤補佐 継続する予定です。推進委員さんに地区の農家の方と触合ってください推進委員さんをわかっていただく。地区担当ですので、地域のコーディネイター役として、地区を廻っていただくことがメインと考えています。件数につきましては、35件中、概ね30件ずつお願いしています。市街化区域につきましては利用権設定ができませんので、調査対象から外します。

議 長 他に、ご意見、ご質問等ございますか。なければ次に進ませていただきます。

議案第35号・農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の決定について、審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

篠崎主任 ◇（資料説明）

議 長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

11番委員 3条許可と利用権の違いは。

篠崎主任 6月1日設定の今回の貸し借りについては、基盤法による利用件設定、3条は農地法による貸し借りです。

齋藤補佐 推進委員さんに昨年現地確認して頂き、遊休農地と判断されたデータをその後農地法3条で貸し借りしたり、6月1日に利用権で設定され、解消される予定です。

11番委員 マッチングリストについて、3条は既に許可済みで、利用権は6月1日ですね。

7番委員 貸し借りはよいのですが、苦情が色々出ております。借りるのは、中身だけで、水路の掃除はしない、土手の草は刈らない、水の管理をしないため配水管が詰まり、周りに迷惑を掛けている等、周りの農地を作っている方に、迷惑を掛けたくないとの意見が非常に多い。責任を持って管理をしていただける方法を考えていただきたい。どうでしょうか。

齋藤補佐 基本的には利用権設定は筆単位で貸し借りしていますので、土手を含めて管理していただくのが原則です。利用権設定の書類には、全部を含めて管理することになっています。利用権設定通知を発送しますので、借人に管理をしていただく旨の文章等検討させていただきます。

議 長 通知を出すときに文章を入れ、少しでも改善を図っていただく方向でよろしいでしょうか。事務局お願いします。

齋藤補佐 はい。

9番委員 南橘地区の土地改良事業はどこが経費をだすのですか。経費分担は。

齋藤補佐 確認しませんと分かりませんが、基本的には土地改良事業ですので、改良区で計算をし、負担金を貰うなり、国と、県の補助事業のなかで、担い手の集積率により負担割合が違いますので、農家に負担にならない様、実施されていると思われれます。

齋藤補佐 詳細説明を農村整備に依頼。

議 長 土地改良事業の費用関係の説明を、事務局お願いします。

引田係長 ◇（説明：農村整備）

費用負担は二種類あります。①土地改良区の事務的な費用を負担していただく經常賦課金。②土地改良事業、畑等の整備事業が行なわれるお金を、国、県、市、地元で其々負担する。目安の負担割合は、国・事業全体の50%、県・27.5%、地元・

8.5%（地元地権者の負担）です。8.5%より少なくなる例として、埋蔵文化財の調査、1 m以上の排水路等は市が負担。

13番委員
引田係長 残りの14%は。
前橋市が負担します。南橋地区の事業につきましては、国、県、市が負担しています。

9番委員
引田係長 公社は何もしていないのですか。
農地中間管理事業を使い、農地集積を行ないますと集積率に応じて国、県から交付金が受けられます。

議長 他に、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の決定について、原案を決定することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 ◇（挙手）
全員賛成でありますので、議案第35号・農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の決定については、原案を決定いたします。

次に、協議事項（1）農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

内田副主幹
議長 ◇（資料説明）
以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

議長 ◇（意見、質問等なし）
ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について、原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 ◇（挙手）
全員賛成でありますので、協議事項（1）農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について、原案を承認することに決定いたします。

次に、協議事項（2）新規就農者奨励金の交付について、協議をお願いします。事業の説明を求めます。

井上主任
議長 ◇（資料説明）
以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

議長 9番、経営主との続柄が孫ですが、生計は一緒ですか。
井上主任 農家世帯上は一緒で、住まいは別です。

8番委員 9番、経営主の息子さんが主にネギ栽培をしていますが、連作を避けるため、ネギを作った後に、孫がズッキーニの栽培を行なっています。借りた土地を返すわけにはいかず野菜栽培をしています。収支関係が別になっているかは判りません。

議長 新規就農で問題ありませんか、別世帯で生計を立てなければならないですか。
井上主任 農家世帯上問題はありませぬ。住民票は別でも、農家世帯上一緒になっている家は多いかと思われませぬ。農家世帯が別々になりますと、農地法3条許可の手続きが必要になる可能性があります。

7番委員 例えば親と行なっている場合、決算は別々という条件は付かないのですか。
井上主任 奨励金自体には指定はしていません。

齋藤補佐 新規に就農した方の奨励金です、親元での後継者であっても、新規で就農しても、

農業に就農した方に奨励金10万円です。次世代、国の補助事業の場合は独立して新規就農し、親と違う作物を栽培する150万対象の場合は規制があります。

7番委員
齋藤補佐

例えば、その方が補助事業で機械を入れる場合はどうなりますか。

市の場合は奨励金の対象になれば、市の補助事業を受ける制度があります。補助の制度が違いますので、就農認定等が要件です。

議長

他に、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。新規就農者奨励金の交付について、原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙手）

議長

全員賛成でありますので、協議事項（2）新規就農者奨励金の交付については、原案を承認することに決定いたします。

次に、協議事項（3）令和2年度農林関係税制改正要望につて、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

井上主任

◇（資料説明）

1件、県の農業会議に要望したいと思います。要望内容、利用権設定等の促進事業により、農用地等を取得した場合の所有権移転登記の税率軽減の特例の継続、登録免許税。

議長

農業経営基盤強化促進事業にはいってくれば、認定者でなくても大丈夫ですよ。

井上主任

大半が認定農業者で、農業委員会で斡旋名簿に登載されている方が、対象になります。

齋藤補佐

認定農業者、担い手に集積するための特例の法律ですから、認定農業者で、農業委員会の斡旋名簿に登載されている方。認定農業者でも、改善計画の中に規模拡大をしますと計画に載せている方が基本になります。

議長

その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。令和2年度農林関係税制改正要望について原案を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙手）

議長

全員賛成でありますので、協議事項（3）令和2年度農林関係税制改正要望については、原案を承認とすることに決定いたします。

議長

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会といたします。

（部会閉会午後3時16分）

顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年5月28日

議 長

署名人

署名人